

社長様、経理担当者様へ

事務所通信

令和4年11月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子
〒604-8123 京都市中京区堺町通
四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

FAX : 075-744-1600

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

【今月の一言】

金融庁が中小企業の「経営者保証」を実質的に制限することを1日に発表しました。今まで金融機関は、信用補完の観点から中小企業融資の際には商慣習のように経営者から保証を取り付けていました。ですが、日本の課題となっている事業承継問題。「経営者保証」を理由に承継を断る後継者候補もかなりいると聞きます。

来年度の融資からは、金融機関が経営者保証を求める場合は、その説明義務を課し、その件数を金融庁に報告することを義務づけることになったそうです。

来年度から融資を受ける際は、「今までと同じ」と事務的に社長の印を押すのではなく、保証をしなければいけない場合はその理由をしっかりと聞いてくださいね。必要のない保証は必ず はずしてもらいましょう。

副業は事業所得？雑所得？

働き方改革が推進されたことで、会社以外での時間の過ごし方やキャリア形成が重要になっていくと考えられ、大手も含め副業を認めている会社も多くなっているのではないのでしょうか。

その副業に対する税の考え方について、8月に国税庁が「原則として副業の売上が300万円以下ならば雑所得」という通達改正案を出してパブリックコメントを募集しました。それに対し、かなりの反対意見が集まり、めずらしく大きく軌道修正され、10月7日に国税庁から「重要な通達改正」が発表されました。令和4年分の所得税から適用されます。

- ・事業所得：赤字は他の所得と損益通算できる
→給与所得+事業所得（赤字）
→源泉所得税の還付が受けられる
- ・雑所得：赤字になっても他の所得と損益通算できない
→給与所得+雑所得（赤字）
→源泉所得税の還付が受けられない

この仕組みを利用して、会社員の副業でほとんど事業としての実態がないものを事業所得として、収入をはるかに上回る経費を計上し、その赤字を給与所得と相殺して節税するというスキームを封じ込めたいという国税当局の考えがあると思われます。

国税庁から発表された改正通達（所得税基本通達 35-2）では、事業所得と業務に係る雑所得の区分については、社会通念上事業と言える程度の規模で行っているかどうかで判定することが原則ですが、収入金額での即足切りは行わず、事業所得者に義務付けられた記帳・帳簿書類の保存を行っているかどうかで事業所得か雑所得かを判定することとしました。これにより、副業収入が 300 万円以下であっても、記帳・帳簿書類の保存を行っていれば、多くのケースでは事業所得と認められることになりました。

ただし、その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業所得と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

① その所得の収入金額が僅少の場合

例えば、その所得の収入金額が、おおむね 3 年程度 300 万円以下で、主たる収入に対する割合が 10%未満の場合は該当すると考えられます。

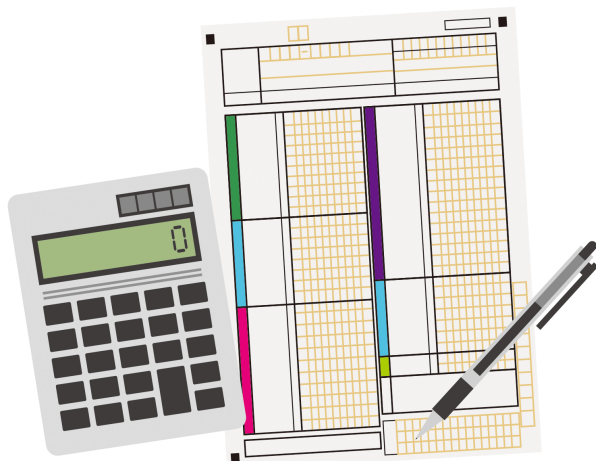
② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

例年赤字で、かつ、その赤字を解消するための努力をしていない場合は、該当すると考えられます

誤解していただきたいくないのは「帳簿書類の保存がされている＝事業所得」ではないということです。あくまでも、事業所得というためには、「社会通念上、事業と言える程度の規模」が前提となっているのです。ただし、それを下回る場合であっても「帳簿書類の保存がされている＝おおむね事業所得に該当」することになりました。

当初案では主たる収入（給与収入）がある人の副業収入についての取り扱いでしたが、今回発表された改正通達では、収入の内容が本業収入か副業収入かに問わず改正内容が適用されることになっています。

事業というからには、会計ソフトを用いるなどしてきちんと記帳するとともに、請求書・領収書などの書類を保存しておき、まだ収入が少ない場合は、しっかりと営業活動などを行って収入を増やし、利益が出るよう努力は必要です。



「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/index.htm>